

# 広州市専利行政法執行弁法

2014年10月1日施行

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

広州事務所 知的財産権部編

※ 本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

## 広州市専利行政法執行弁法

**第一条** 当市の専利行政法執行行為の規範化を図り、専利権者及び社会公衆の合法的權益を保護し、社会主義市場經濟の秩序を守るため、『中華人民共和国専利法』、『中華人民共和国専利法実施細則』、『広東省専利条例』等の関連法律・法規に基づき、当市の実情を踏まえて、本弁法を制定する。

**第二条** 当市の専利行政部門による専利権侵害紛争の処理、専利紛争の調停及び専利詐称行為の摘発には、本弁法を適用する。

**第三条** 当市の専利行政部門は、本弁法の実施を組織し、かつ次の各号に掲げる専利事件を管轄する。

- (一) 発明専利事件
- (二) 涉外事件
- (三) 地域を跨ぐ専利事件
- (四) その他の重大、複雑又は全市範囲内において大きな影響を持つ専利事件

区、県級市の専利行政部門は、その管轄区域内の専利行政法執行業務を担当し、法により専利権侵害紛争の処理、専利紛争の調停、専利詐称等の違法行為の摘発を行う。

**第四条** 当事者が2つ以上の管轄権のある専利行政部門に請求した場合、先に受理した部門は管轄する。区、県級市の専利行政部門が管轄権について争議が発生した場合、市の専利行政部門は管轄を指定する。

区、県級市の専利行政部門が管轄する事件について、市の専利行政部門は確かに必要があると認めた場合、直接受理することができる。区、県級市の専利行政部門の管轄範囲に属する事件について、関係する区、県級市の専利行政部門は状況が複雑で、市の専利行政部門が処理する必要があると認めた場合、市の専利行政部門に報告して処理を要請することができる。

**第五条** 工商、著作権、公安、品質技術監督、食品薬品監督管理、科学技術、税関等の関係行政管理部門は、各自の職責により専利行政部門の専利行政法執行に協力しなければならない。

区、県級市の専利行政部門は、地域法執行提携を積極的に展開しなければならない。

**第六条** 市の専利行政法執行部門は工商、著作権等の関係知的財産行政管理部門と共同で、重点地区、重点分野、重点市場を定期的に巡察し、違法行為を適時に発見しかつ摘発しなければならない。

**第七条** 専利行政部門に専利権侵害の処理を請求する紛争事件は、被請求人の所在地又は権利侵害行為発生地 of 専利行政部門が管轄する。

専利紛争調停事件は、被請求人の所在地の専利行政部門が管轄する。専利に関わる契約の履行に起因する紛争は、被請求人の所在地又は契約履行地の専利行政部門が管轄する。

専利詐称行為の摘発は、行為発生地 of 専利行政部門が管轄する。

**第八条** 専利行政部門が指定した事件担当者は、次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、自発的に忌避しなければならないが、当事者は、口頭又は書面にてその忌避を請求する権利を有する。

(一) 本件の当事者又は当事者の近親族である者。

(二) 本人又はその近親族が本件と利害関係を持つ者。

(三) 本件の当事者とその他の利害関係を持ち、公正な処理に影響を及ぼす可能性がある者。

前項の規定は、証人、鑑定人に適用される。

**第九条** 専利行政部門は、直接送達、郵便送達、差置送達、公示送達又はその他の方式を通じて法律文書や資料を送達することができる。

**第十条** 専利行政部門に専利権侵害紛争の処理を請求する場合、請求書及び次の各号に掲げる証明資料を提出しなければならない。

(一) 主体資格証明。個人の場合は、住民身分証明書又はその他の有効な身分証明書を提出しなければならない。機構の場合は、有効な営業許可書又はその他の主体資格証明書の副本及び法定代表者又は主要責任者の身分証明書を提出しなければならない。

(二) 専利権有効性の証明。専利登記簿副本及び専利証書等を含む。

請求人は香港、マカオ、台湾地区の当事者である場合、関連証明手続を履行しなければならない。請求人は外国の当事者である場合、中国の法律で要求された様式の身分証明書を専利行政管理部門に提出しなければならない。提出を拒否した場合、不受理とされる。請求が既に受理された場合、専利行政部門は、指定された期限までに関連資料を補充として提出するよう請求人に要求することができる。期限が過ぎても正当な理由なく提出されなかった場合、その請求を却下することができる。

実用新案又は意匠に関わる権利侵害紛争について、専利行政管理部門は、国務院専利行政部門から発行された専利権評価報告書の提示を請求人に要求することができる。

請求人は、被請求人の人数に応じて請求書の副本及び関連証拠を提出しなければならない。

**第十一条** 権利侵害紛争の処理において、当事者は1～2名の代理人に委託することができる。代理人に委託する場合、当事者は委託者が署名又は捺印した授權委託書を専利行政部門に提出しなければならない。授權委託書には委託事項と代理権限を明記しなければならない。

代理人は請求の肯定、放棄、変更や、和解合意等当事者の重大な権益に関わる代理権限を行使する場合、被代理人の特別授權を得なければならない。

香港、マカオ、台湾地区の当事者は授權委託書を提出する場合、関連証明手続を履行しなければならない。外国人から提出された委託授權書は、所在国の公認機関による証明を経て、かつ当該国における中華人民共和国大使館・領事館の認証を得たか、又は中華人民共和国と当該所在国との間に締結された関連条約に定めた証明手続を履行した場合に限り、効力を有する。

**第十二条** 専利権侵害紛争には次の各号に掲げる状況のいずれかがある場合、関係機構又は個人は事件の処理に共同参加しなければならない。

(一) 係争専利権の専利権者が2人以上であるときにおいて、全体専利権の共有者全員は共同請求人である場合。専利権の共有者一部が関連実体権利を放棄すると明示した場合を除く。

(二) 被請求人が個人パートナーであるときにおいて、パートナー全員は共同被請求人である場合。

(三) 法律・法規に定めたその他の状況。

**第十三条** 当事者は中国国外で形成された証拠を専利行政部門に提出する場合、出所を説明し、かつ関連公証、認証又はその他の証明手続を履行しなければならない。

当事者は外国語の書証又は外国語の説明資料を専利行政部門に提出する場合、中国語の訳文を添えなければならない。

**第十四条** 専利行政部門は専利権侵害紛争の処理にあたって、事案の状況に応じて口頭審理を行うか否かを決定することができる。

専利行政部門は口頭審理の実行を決定した場合、口頭審理の3営業日前に担当者、口頭審理の時間及び場所を当事者に通知しなければならない。当事者が正式な通知を受けたにもかかわらず、正当な理由なく参加を拒否したか、又は許可を得ずに途中で退出した場合、請求人に対しては請求の取下げと見なして処理し、被請求人に対しては欠席と見なして処理する。

**第十五条** 専利行政部門は専利権侵害紛争の処理にあたって、事件処理の必要又は当事者の申立てに従って、鑑定機構による鑑定を決定することができる。

当事者による鑑定申立に必要とされる費用は、申し立てた当事者が支払うものとする。

**第十六条** 専利行政部門は、次の各号に掲げる方式で専利権侵害紛争事件を処理することができる。

(一) 調停を経て合意に達した場合、調停書を作成すること。

(二) 専利権侵害を構成した場合、権利侵害行為差止を命じる決定を下すこと。

(三) 専利権が無効と宣告されたか又は専利権侵害を構成しなかった場合、請求却下の決定を下すこと。

(四) 請求人が請求を取り下げた場合、事件取消の決定を下すこと。

専利行政部門によって下された、権利侵害事実が成立すると認定した処理決定は、発効日から 20 営業日以内に社会に向けて公開しなければならない。専利行政部門によって下された権利侵害処理決定が行政訴訟により変更され又は取り消された場合、処理決定の変更又は取消日から 20 営業日以内に変更又は取消に関わる情報を公開しなければならない。

**第十七条** 既に処理を請求されたか又は処理決定が既に下された専利権侵害紛争事件については、同一の事実と理由に基づいて専利行政部門に再請求してはならない。再請求した場合、専利行政部門は不受理とする。

**第十八条** 専利紛争の調停を請求した場合、専利行政部門は調停請求書を受領した日から 5 営業日以内に請求書の副本を被請求人に送達しなければならない。被請求人は受領日から 10 営業日以内に意見陳述書を提出しなければならない。

**第十九条** 専利紛争の調停を請求した場合、被請求人は請求書の副本を受領した日から 10 営業日以内に意見陳述書を提出しなければならない。期限が過ぎても意見陳述書を提出しなかったか、又は意見陳述書において調停に応じない旨を表明した場合、専利行政部門は不立件とし、かつ請求人に通知する。

被請求人が調停に同意した場合、専利行政部門は意見陳述書を受領した日から 5 営業日以内に立件し、事件担当者を指定して意見陳述書の副本を請求人に送達し、かつ関連証拠資料の提出期限、調停の時間と場所等を双方当事者に告知しなければならない。

**第二十条** 専利行政部門による調停を経て専利紛争が合意に達した場合、合意内容は法律・法規に違反してはならず、公共利益と他人の合法的權益を損害してはならない。

**第二十一条** 調停を経て合意に達した場合、専利行政部門は調停書を作成しなければならない。当該調停書には次の各号に掲げる事項を明記しなければならない。

(一) 当事者の氏名又は名称、住所、法定代表者又は主要責任者の氏名、職務、代理人に委託した場合の代理人の氏名と代理機構の名称、住所。

(二) 紛争の主な事実と負うべき責任。

(三) 合意内容と調停費用の負担。

調停書には専利行政部門の公印を捺印しなければならない。

**第二十二条** 専利紛争の請求人が正当な理由なく告知された時間通りに告知された場所へ調停に参加しなかった場合、専利行政部門は自発的な請求取下げと見なして処理する。被請求人が正当な理由なく通知された時間通りに通知された場所へ調停に参加しなかった場合、専利行政部門は合意に達しなかったと見なして事件取消の方式で完結し、かつ双方当事者に通知する。

**第二十三条** 専利行政部門は、調停が成功しなかった専利紛争事件について、調停日から 10 営業日以内に事件取消の決定を下さなければならない。

**第二十四条** 専利行政部門は専利詐称行為の摘発にあたって、発見日から 5 営業日以内に立件しなければならない。専利詐称行為に関する通報、苦情申立を受け取った場合、通報、苦情申立を受け取った日から 10 営業日以内に立件するか否かを決定しなければならない。

専利行政部門は専利詐称行為の摘発にあたって、2 名以上の事件担当者を指定して調査させなければならない。

**第二十五条** 事件調査が終結した場合、専利行政部門は事件の状況に応じて、それぞれ以下の処理を行わなければならない。

(一) 専利詐称行為が成立し、処罰しなければならない場合、法により行政処罰を与える。

(二) 専利詐称行為が軽微で、かつ速やかに是正された場合、処罰を免ずる。

(三) 専利詐称行為が成立しない場合、法により事件を取り消す。

(四) 犯罪の疑いがある場合、司法機関に移送し、法により刑事責任を追及する。

情状が複雑又は重大な違法行為に対して厳しい行政処罰を与える場合、専利行政部門の責任者らは集団で検討した上で決定しなければならない。

専利行政部門は専利詐称行為を摘発し、行政処罰決定を下した場合、決定を下した日から 20 営業日以内に法により関連情報を社会に向けて自発的に公開しなければならない。行政処罰決定が行政不服審査又は行政訴訟により変更され又は取り消された場合、処罰決定の変更又は取消日から 20 営業日以内に変更又は取消に関わる情報を公開しなければならない。

**第二十六条** 専利行政部門は専利詐称行為に対して行政処罰を下そうとする場合、当事者に処罰決定の事実、理由及び依拠を告知するとともに、当事者が法により享有する権利を告知しなければならない。

専利行政部門は個人に対して 1000 元以上の過料に処し、法人又はその他の組織に対して 5 万元以上の過料に処する決定を下そうとする場合、聴聞を要求する権利があることを当事者に告知しなければならない。当事者が聴聞を要求した場合、法により聴聞を組織しなければならない。

**第二十七条** 専利行政部門に専利詐称行為を通報した場合、専利行政部門は関連規定に従って通報に手柄を立てた人員に奨励を与えることができるとともに、通報者の身元を秘匿しなければならない。

専利行政部門は、事件完結日から 5 営業日以内に専利詐称行為の摘発結果を通報者に告知しなければならない。

**第二十八条** 当事者が専利詐称製品であることを知らずに販売しかつ当該製品の合法的な出所を証明できる場合、専利行政部門は是正を命じる決定を下さなければならないが、違法所得没収と過料の処罰を免除する。

合法的な出所とは、販売者が合法的な入荷ルート、有効な売買契約及び合理的な価格で他人から専利詐称製品を購入したことをいう。



**第二十九条** 専利詐称行為により過料に処された行政相対人は、処罰決定書を受領した日から 15 日以内に、指定された銀行へ過料を納付しなければならない。期限が過ぎても納付しなかった場合、1 日につき過料額の 3%で過料を追加する。追加の過料額は、過料元金の支払義務の金額を超えてはならない。

**第三十条** 専利行政部門は専利権侵害紛争の処理又は専利紛争の調停を行う場合、物価管理部門の規定に従って関連費用を取ることができる。

請求人が規定された期限までに関連費用を納付しなかった場合、自動的な請求取下げと見なして処理する。

**第三十一条** 本弁法に定めていないその他の専利行政法執行事務については、関連する法律、法規及び規則に従って行うものとする。

**第三十二条** 本弁法は 2014 年 10 月 1 日より施行される。2002 年 5 月 28 日付けで当市の人民政府が公布した『広州市専利紛争処理弁法』と『広州市における他人専利の冒認・詐称行為の摘発に係る実施弁法』は同時に廃止される。

出所：2014 年 8 月 25 日付け広州市人民政府ウェブサイトを基に JETRO 広州事務所  
所で日本語仮訳を作成

[http://www.gz.gov.cn/gkmlpt/content/4/4435/post\\_4435002.html#12622](http://www.gz.gov.cn/gkmlpt/content/4/4435/post_4435002.html#12622)